

「消費者啓発の標語」を募集！

入選者には
記念品を贈呈！

消費者トラブルが多様化・深刻化する中、消費者一人ひとりが、消費者被害にあわないよう、正しい知識を身につけるとともに、その知識を適切な行動に結びつけ、より安心・安全な社会をつくることが、今、求められています。

また、持続可能な社会を目指して、消費者自らが環境に負荷の少ない消費行動に取り組むことが求められています。

山口県では、自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題を考えるきっかけとして、「消費者月間」である5月に合わせて、消費者啓発の標語を募集します。

(1) 募集部門

※応募資格、応募方法等については、裏面を御参照ください。

A **新**

グリーン志向の消費行動 部門

地球環境問題や社会課題の解決に取り組む活動への参加・支援、環境負荷や持続可能性に配慮した商品の購入等、環境に配慮した行動を促す作品を募集します。

【グリーン志向の消費行動】とは

消費者が自身の消費生活において、環境に配慮された商品・サービスを理解し、意識的に選好するなどの行動のことです。

(例)環境保護活動への参加・寄付、環境ラベルがついた商品を選ぶなど



B

18歳から大人！ 部門

成年年齢引下げに伴い、保護者の同意なしに契約が可能となっています。悪質商法のターゲットにならないよう、慎重な行動を促す作品を募集します。



C

高齢消費者被害防止 部門

高齢者が悪質商法のトラブルに遭わないよう、高齢者や家族等の周りの方にできる行動を啓発する作品を募集します。



山口県消費生活センター

(2)応募資格

山口県内に居住又は通勤・通学されている方

(3)応募作品

標語の字数は30字以内とし、自作で未発表のものに限ります。

(4)応募方法

- ・1人につき各部門1点(計3点)まで応募できます。
- ・応募作品(作品ごとに募集部門(A~C)を記入)、氏名(ふりがな)、年齢、郵便番号、住所(学校・団体等で応募される場合は所在地)、電話番号、学校名・団体名(学校・団体等で応募される場合のみ)、学年(学校で応募される場合のみ)の記入が必要です。
- ・下記ホームページ内の応募フォームへの入力又は電子メール(お問い合わせフォーム)での送信で応募できます。はがき又は封書の場合、下記応募先までお送りください。
※電子メールの場合、送信件名を「消費者啓発標語の応募」としてください。

応募フォームへの
入力がおすすめ!

応募先・お問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県消費生活センター 消費者政策班
電話 083-933-2608
URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/press/301230.html>

山口県 消費者啓発 標語



(5)応募締切

令和7年6月30日(月) ※当日消印有効

(6)入選作品の決定及び表彰

- ・部門ごとに最優秀賞、優秀賞、佳作を各1点決定します。
- ・入選作品については、各入選者に通知の上、表彰し、記念品を贈呈します。



エシカル消費ナビゲーター
エシカくん



消費者トラブル解決
キャラクター 188マン

(7)入選作品の活用等について

- ・入選作品については、山口県消費生活センターホームページへの掲載など、各種啓発等で活用させていただきます。
- ・応募いただいた個人情報、本募集の目的以外には使用しません。なお、入選作品に選ばれた方は、お住まいの市町村(在学中の方は学校名・学年)及び氏名を発表しますので、御了承ください。
- ・応募された作品はお返しいたしません。
- ・入選作品の著作権は山口県に帰属します。

皆様の御応募、お待ちしております!